

## 熊本県県営林道事業実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、県営林道事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 事業の内容

県営林道事業の内容は次に掲げるとおりとする。

#### 1 本事業の実施区分は次のとおりとする。

##### (1) 代行事業

当該林道に係る森林の利用区域面積が500ヘクタール以上であり、かつ、山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項、半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項に基づいて基幹道路の指定を受けた林道の開設、拡張事業。

##### (2) 県単独事業

###### i 維持保全事業

###### ii その他開設、拡張事業

### 第3 実施計画書の提出

#### 1 広域本部長又は地域振興局長（以下「本部長等」という。）は、第2の1の（1）の事業について、市町村長から要望があり、事業を実施する必要があると認めるときは、事業を実施する年度にかかる施行依頼書（別記第1号様式）を徴し、また、実施計画書（別記第2号様式）を作成し、前年度の9月30日までに農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

また、第2の（2）の事業については、関係者の意見を聴き、実施計画書（別記第2号様式）を作成し、前年度の9月30日までに部長に提出するものとする。

なお、第2の1の（2）のiは、「林道維持保全事業の取扱い」に定めるとおりとする。

#### 2 部長は、1の実施計画書の提出があったときは、当該計画書を審査し、国から補助を受ける事業については林野庁長官と協議のうえ、事業箇所及び実施額を決定し、本部長等に通知（別記第3号様式）するものとする。

#### 3 本部長等は、2により林道事業の実施通知があったときは、その旨関係市町村長に通知（別記第4号様式）するとともに、速やかに代行事業については代行依頼書（別記第5号様式）を徴し、部長に進達するものとする。

### 第4 実施計画の変更

#### 1 本部長等は、第3の2の実施計画の通知について、別表1に掲げる重要な変更を行う必要が生じたときは、あらかじめ部長に協議（別記第6号様式）するものとする。

なお、これ以外の変更にあつては、変更した時点で部長に報告（別記第7号様式）するものとする。

#### 2 部長は、1の協議があったときは内容を審査し、また、林野庁長官に協議を要するものはその協議を行い、その結果を本部長等に通知（別記第8号様式）するものとする。

- 3 部長は、1の協議に伴うもののほか、実施計画を変更する必要がある場合は、あらかじめ関係振興局と調整のうえ、その結果を本部長等に通知（別記第8号の2様式）するものとする。

## 第5 工事の施行

- 1 工事の施行決定は「工事施行伺」（工事進行管理システムに定める様式）により行い、熊本県庁処務規程第8条の別表第2に基づく知事決裁事項及び部（公室）長専決事項並びに政策審議監及び部内局長専決事項となるものは、別表2の区分により設計書を添え、部長に施行要請（工事進行管理システムに定める様式）を行うものとする。
- 2 部長は、1の施行要請があったときは、工事の施行決定後、関係書類を添え本部長等にその旨通知（別記第9号様式）するとともに、請負契約締結後、施行依頼（別記第10号様式）を行うものとする。
- 3 本部長等は、事業に着工したときは、関係市町村長にその旨通知（別記第11号様式）するものとする。
- 4 工事の監督
  - (1) 本部長等は、工事の箇所ごとに監督員を任命し、熊本県公共工事請負契約約款（昭和49年告示第293号）の規定に基づき、当該工事の請負者にその旨通知（工事進行管理システムに定める様式）するものとする。
  - (2) 任命された監督員は、別に定める森林土木請負工事監督要領により、監督を行うものとする。
  - (3) 工事の現場技術業務委託を締結した工事箇所については、その委託契約条項に基づき監督を行うものとする。

## 第6 工事の変更

- 1 工事の変更施行決定は、「工事変更施行伺」（工事進行管理システムに定める様式）によるものとし、変更の内容が熊本県庁処務規程第8条の別表第2の知事決裁事項及び部（公室）長専決事項並びに政策審議監及び部内局長専決事項に該当する工事となるものについては、別表2の区分により変更設計書を添え、部長に変更施行要請（工事進行管理システムに定める様式）を行うものとする。
- 2 部長は、1の変更施行要請があったときは、工事の変更施行決定後その旨関係書類を添え本部長等に通知（別記第12号様式）するとともに、請負変更契約締結後、通知（別記第13号様式）するものとする。

## 第7 工事のしゅん工及び林道施設の引渡し

- 1 施行依頼に基づき実施した林道施設のしゅん工検査を実施するときは、検査年月日及び検査員を関係市町村長に通知（別記第14号様式）し、検査の立会いを求めるものとする。
- 2 本部長等は、1のしゅん工検査の完了後、請負者から林道施設の引渡しを受けたときは、速やかに関係市町村長へ施設を引き渡す（別記第15号様式）ものとする。

## 第8 工事台帳の管理

本部長等は、しゅん工後「工事台帳」（工事進行管理システムに定める様式）の内容を確認のうえ、管理するものとする。

## 第9 工事進ちょく状況の報告

本部長等は、毎月3日までに前月の工事進ちょく状況（別記第16号様式）を部長に報告するものとする。

## 第10 路線全体計画の重要な変更

- 1 本部長等は、事業実施にあたり路線全体計画について、別表3に掲げる重要な部分の変更を行う必要が生じたときは、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付し、部長に協議（別記第17号様式）するものとする。
- 2 部長は、1の協議があったときは、林野庁長官に協議を要するものは協議を行い、その結果を本部長等に通知（別記第18号様式）するものとする。

## 第11 繰越工事の工期延期

- 1 本部長等は、繰越を実施している事業について、繰越承認通知の事項内最終事業完了予定日を越え施工を行う必要が生じたときは、あらかじめ部長に協議（別記第19号様式）するものとする。
- 2 部長は、1の協議があったときは、内容を審査し、また、林野庁長官に協議を行い、その結果を本部長等に通知（別記第20号様式）するものとする。

## 第12 その他

- 1 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。
- 2 この要領は平成14年（2002年）4月1日から適用する。
- 3 熊本県営林道事業実施要領（平成5年度から適用）は廃止する。
- 4 この要領は平成18年（2006年）4月12日から施行し、平成18年（2006年）4月1日から適用する。
- 5 この要領は平成19年（2007年）4月1日から適用する。
- 6 この要領は平成21年（2009年）8月3日から適用する。
- 7 この要領は平成24年（2012年）9月10日から適用する。
- 8 この要領は令和2年（2020年）12月1日から適用する。

別表 1

実施計画の重要な変更を要する事項（第4の1関係）
<p>(1) 路線毎の各費目（委託費、補償費、工事請負費）に増減があるとき</p> <p>(2) 路線毎の延長が30パーセントを越える減少となったとき</p> <p>(3) 路線毎の事業費が30パーセントを越える増減となったとき</p> <p>(4) 実施する工区を変更するとき、又は新たに工区を設定し実施するとき</p> <p>(5) その他必要があるとき</p>

別表 2

<p>熊本県庁処務規程（昭和36年訓令甲第29号）第8条の別表第2及び熊本県地域振興局処務規程第7条に定める事項</p>	<p>設計書の提出 （第5の1関係）</p>	<p>変更設計書の提出 （第6の1関係）</p>
<p>知事決裁事項に該当するもの</p>	<p>設計書の全部 （正県庁、副広域本部又は地域振興局保管）</p>	<p>設計書の全部 （正県庁、副広域本部又は地域振興局保管）</p>
<p>部（公室）長専決事項並びに政策審議監及び部内局長専決事項に該当するもの</p>	<p>設計書の全部 （正広域本部又は地域振興局保管、ただし、本設計書は施行決定後、本部長等に送付する）</p>	<p>設計書の全部 （正県庁、副広域本部又は地域振興局、または正地域振興局保管、ただし、当初知事決裁で処理されたもの以外の設計書は変更施行決定後、本部長等に送付する）</p>

別表 3

路線全体計画の重要な変更を要する事項（第10の1関係）
<p>(1) 林道の区分の変更</p> <p>(2) 利用区域内森林面積及び蓄積の変更（開設効果指数の変更を含む。ただし、地域森林計画の樹立又は変更に伴う数値の変更は除く。）</p> <p>(3) 開設予定路線の起点及び終点の変更</p> <p>(4) 全体計画延長の30パーセントを超える増減</p> <p>(5) 車道幅員の変更</p> <p>(6) トンネル、長大の橋りょう又は片栈橋（おおむね50メートル以上）、ロックシェッド等の特殊構造物の新設又は廃止</p> <p>(7) 全体計画事業費の30パーセントを超える増減</p> <p>(8) 全体計画期間の延長に係る変更</p> <p>(9) その他必要があるとき</p> <p>(1) (2) (3) (4) (7) (9) は林野庁協議事項</p>

別記第1号様式（第3の1）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

年度林道事業施行依頼書

林道 線を県営林道事業で施行されるようお願いいたします。  
なお、下記事項については、当（市・町・村）で実施し、事業実施に支障がないようにします。

記

林道用地及び地上物件等事業実施に支障をきたさないための措置

別記第3号様式（第3の2）

第 号  
年 月 日

関係広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

年度林道事業実施計画について（通知）

年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについて、別紙路線別実施計画表のとおり決定したので、熊本県県営林道事業実施要領第3の2に基づき通知します。

市町村長 様

熊本県知事

年度林道事業実施計画について（通知）

年 月 日付け 第 号で提出のあった林道事業の施行依頼について、下記路線別計画表のとおり決定しましたので通知します。

なお、事業実施にあたって別添代行依頼書が必要です。年 月 日までに提出していただくようお願いします。

記

事業名	路線名	工区	事業量	事業費	備考

事業名は、農山漁村整備交付金、地方創生道整備推進交付金、森林環境保全整備事業等の国事業名を記載。

別記第5号様式（第3の3）

民有林林道 線 事業代行依頼書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で事業実施計画通知のあった民有林林  
道 線については、県営林道事業で実施されるようお願いします。

別記第6号様式（第4の1）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長又は地域振興局長

年度林道事業実施計画の変更について

このことについて、別紙のとおり実施計画を変更する必要が生じたので、熊本県  
県営林道事業実施要領第4の1の規定に基づき関係資料を添え協議します。

(添付資料)

変更理由書

函面

写真

設計書

その他説明資料

※ 必要に応じ関係資料を添付すること。

別記第7号様式（第4の1）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長又は地域振興局長

年度林道事業実施計画の変更について

年 月 日付け林振第 号で通知のあったこのことについて、別紙路線別変更実施計画表のとおり変更したので、熊本県県営林道事業実施要領第4の1の規定に基づき報告します。

別記第8号様式（第4の2）

第 号  
年 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

年度林道事業実施計画の変更について

年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについて、別紙路線別変更実施計画表のとおり変更したので、熊本県県営林道事業実施要領第4の2の規定に基づき通知します。

別記第8号の2様式（第4の3）

第 号  
年 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

年度林道事業実施計画の変更について

このことについて、別紙路線別変更実施計画表のとおり変更したので、熊本県県営林道事業実施要領第4の3の規定に基づき通知します。

別記第9号様式（第5の2）

第 号  
年 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

施行伺いの決裁について

別添施行要請に係る工事箇所について、決裁になりましたので関係書類を添え通知します。

別記第10号様式（第5の2）

第 号  
年 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

林道事業請負工事の施行について（依頼）

このことについて、別紙写のとおり請負契約を締結したので熊本県県営林道事業実施要領第5の2の規定に基づき関係書類を添え工事の施行を依頼します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所

市町村長 様

広域本部長又は地域振興局長

年度県営林道事業の着工について  
下記のとおり林道事業に着工しましたので通知します。  
なお、所有者等に工事実施に当たっての協力を要請くださるようお願いいたします。

記

路線名 工区	工事 番号	工事場所	請負額	請負者	工 期	着工年月日

別記第12号様式（第6の2）

第 号  
年 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

変更施行伺いの決裁について

別添変更施行要請に係る工事箇所について、決裁になりましたので関係書類を添え通知します。

別記第13号様式（第6の2）

第 号  
年 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

林道事業請負工事の変更施行について

このことについて、別紙写しのとおり請負変更契約を締結したので、熊本県営林道事業実施要領第6の2の規定に基づき関係書類を添え通知します。

別記第14号様式（第7の1）

第 号  
年 月 日

市町村長 様

広域本部長又は地域振興局長

年度県営林道事業のしゅん工検査について（通知）

年 月 日付け 第 号で施行依頼のあった林道 線につ  
いて、下記によりしゅん工検査を実施しますので、関係者の立会いをお願いします。

記

- 1 路線名
- 2 延長
- 3 事業費
- 4 検査員
- 5 検査年月日

市町村長 様

熊本県知事

年度県営林道事業の完了に伴う施設引渡しについて（通知）

年 月 日付け 第 号で施行依頼のあった下記路線について、  
工事を完了しましたので施設を引き渡します。

なお、引き渡した施設については、林道台帳に登載されるとともに適切な維持管理をお願いします。

記

路線名	工区	幅員	延長	(国費) 事業費	施設移管 年月日	備考
			( )			

添付書類 ・位置図（5万分の1）  
・平面図

別記第17号様式（第10の1）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長又は地域振興局長

路線全体計画の変更について（協議）

林道 線について、路線全体計画を変更したいので熊本県営林道事業実施要領第10の1の規定に基づき別紙のとおり関係資料を添え協議します。

別記第18号様式（第10の2）

第 号  
年 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

路線全体計画の変更について  
年 月 日付け 第 号で協議のあった林道 線の路線全体計画の変更  
について、協議のとおり承認します。

別記第19号様式（第11の1）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長又は地域振興局長

年度（繰越）県営林道事業の事業完了日の延期について

年 月 日付け林振第 号で繰越承認通知のあった事業完了日について、下記のとおり延期する必要が生じたので、熊本県県営林道事業実施要領第11の1の規定に基づき協議します。

記

- 1 国事業名
- 2 路線名及び工区
- 3 変更前事業完了日 年 月 日
- 4 変更後事業完了日 年 月 日
- 5 変更理由

※ 必要に応じ関係資料を添付すること。

別記第20号様式（第11の2）

第 号  
年 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

年度（繰越）県営林道事業の事業完了日の変更について  
年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについては、協議のとおり承認します。



別記第6号様式の別紙（第4の1）

年度 県営林道事業路線別実施計画の変更協議表

事業区分	工事番号	路線名	工区	実施計画			変更計画			変更による増減（減：△）			変更理由
				延長	単価	事業費	延長	単価	事業費	延長	単価	事業費	
				m	円	千円	m	円	千円	m	円	千円	

（注） 変更理由欄には、具体的理由及び変更する主な工種数量を対比し記載すること。

農林水産部長 様

広域本部長又は地域振興局長

年度林道事業進捗状況報告 ( 月分)

(単位:円)

事業区分	工事番号	路線名	工区	事業費	本工事費							補償費			備考	
					(開設延長 舗装延長)	契約日 (契約予定)	工期(始期) (終期)	契約額	出来高額	進捗 (%)	支払済額	請負者	契約日	契約額		支払額
〇〇年度 繰越					( )		始 終 変									
					( )		始 終 変									
繰越 事業計					( )											
〇〇年度 維持保全事業					( )		始 終 変									
維持保全事業 事業計					( )											
〇〇年度 現年					( )		始 終 変									
					( )		始 終 変									
					( )		始 終 変									
現年 事業計					( )											
合計																

- (注) 1 事業区分は、予算別(現年、明許繰越、事故繰越)及び事業別に区分して記入し、必ず計をとること。  
 2 現年予算の場合、金額を記入する欄には、最上段のみを記入すること。  
 3 明許繰越の場合、金額を記入する欄には、上段:全体、中段:年度内、下段:繰越分を記入すること。  
 4 事故繰越の場合、金額を記入する欄には、1段目:全体、2段目:初年度年度内、3段目:2年目年度内、4段目:事故繰越額を記入すること。  
 5 全付きの報告から金額や日付け等が変更となった場合は、変更箇所を朱書きで報告すること。  
 6 測量委託や現場技術業務委託についても記載すること。  
 7 事業が完結した場合は、セルを黄色に着色すること。  
 8 事業費欄は、事業計画、変更事業計画の通知額をを反映させること

上段:全体  
中段:年度内  
下段:繰越分

別記第17号様式の別紙(第10の1)

## 林道事業計画の重要な変更の協議について

○ 事業名 :

○ 路線名 :

○ 施工主体 :

○ 協議の種類 :

協議	年 月 日
整備課	
熊本県	

区分	実施計画	変更計画

○ 変更理由

○ 添付資料 : 計画平面図、位置図、実態調書、写真、その他